

持続可能な学校の実現をめざす意見書

政府及び関係行政庁に対し、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年3月17日

提出者 塩尻市議会社会文教常任委員会
委員長 樋口千代子

持続可能な学校の実現をめざす意見書

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしている。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。令和6年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、給特法適用の教員については上限が守られない状態のまま放置されている。

「骨太方針2024」では、中教審「審議のまとめ」をふまえ「令和8年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」「令和7年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する」としている。

学校の働き方改革の前進をはかる観点から、まずは「骨太方針」の実現は必要である。しかし、長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきである。令和元年に改正された給特法の附帯決議の趣旨をふまえた更なる施策の実施は欠かせない。

国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求める。

よって、学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施することを要望する。

- 1 教職員の負担軽減をはかる観点から、学習指導要領の内容の精選やそれに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。
- 2 教職員の配置・確保も含め、学校の働き方改革推進のための必要な財源確保等を行うこと。
- 3 長時間労働に歯止めをかけ、教員のいのちと健康が守られる法制度の整備を図ること。
- 4 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。